

売上の減少した中小事業者に対する一時金

福島県まん延防止等重点措置等（以下、本措置）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等へ一時金を交付します。

【1 対象事業者】

本措置に基づく要請に伴い、

- ①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等
- ②不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

【2 主な交付要件】

- (1) 県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等
- (2) 本措置に基づく要請に伴い、
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
 - ②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定)
により、令和3年8月または9月の売上が令和元年または令和2年の同月と比べて30%以上減少したこと。
- (3) 本措置の営業時間短縮要請（飲食店・大規模施設等協力金）の対象事業者でないこと。

【3 交付額】

一律30万円（従来の交付額20万円に10万円増額）

※すでに今回の一時金を申請し、20万円を受給済の事業者の方には、増額分の10万円を追加で交付いたします。

【4 申請方法等】

- (1) 提出書類 : ○申請書 ○事業活動がわかる書面 ○令和3年分の営業状況が分かる資料
○令和元年又は令和2年の確定申告書の写し ○振込先の通帳の写し 等
- (2) 申請書の入手方法 : ○県庁ホームページ ○各地方振興局窓口 ○各市町村役場窓口
- (3) 申請方法 : 郵送またはWEB
- (4) 申請受付期間 : 令和3年9月1日（水）～令和3年11月12日（金）

【5 問合せ先】

○福島県一時金コールセンター

（電話） 024-521-8572

（受付時間） 毎日9時30分から17時30分まで